

## 東広島市 道の駅湖畔の里福富 農産物等直売所出品要領

### (目 的)

第1条 この要領は、東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例（東広島市条例第27号）第4条の規定に基づき、ひがしひろしま有限責任事業組合（以下「管理受託者」という。）が管理運営する道の駅湖畔の里福富のうち、農産物等物販施設（以下「直売所」という。）の運営及び販売方法等に関し必要な事項を定めて、地域の生産者と市内外の消費者との交流の場づくりによる地産地消を推進することにより、生産者及び事業者の収益性の向上と地域の活性化を図ることを目的とします。

### (商品区分)

第2条 直売所内で展示販売できる品目（以下「商品」という。）は、次の各号に掲げるとおりです。

- (1) 東広島市内で生産される野菜、果物、米、花などの農林水産物
- (2) 前号に掲げる農林水産物等を主原料とした練り物、海藻類、塩干物、漬物などの加工品
- (3) 弁当、惣菜、お菓子類などの加工食品
- (4) 上記各号以外の出品者が自ら製作した織物、染物、木工品、竹製品、紙細工、陶器などの手工芸品
- (5) その他管理受託者が特に必要と認めたもの

※仕入れ商品は、原則として出品できません。ただし、イベントや企画等効率的運営上必要と認めた場合に限り取り扱うことがあります。

※(3)の加工食品については、「食品衛生法」の対象となりますので、消費者に食中毒などの被害が発生した場合には、製造物責任や出品者の管理責任を問われる場合がありますので注意して下さい。

### (販売方法)

第3条 直売所内の販売は、原則として管理受託者への委託販売方式により行ないます。

### (販売委託者の条件)

第4条 出品者は、原則として東広島市内に住所を有し、自ら生産する者としてします。

ただし、管理受託者が特に必要と認めた場合に限り、その他の者も委託販売することができます。

### (出品登録書)

第5条 直売所を利用して委託販売をしようとする者（団体グループを含む）、（以下「出品希望者」という。）は、管理受託者が別に定める出品登録書に、必要事項を記入し、管理受託者に当該登録書を提出しなければなりません。

なお、会費の負担はありません。

(委託販売の決定)

第6条 前条の出品登録書の提出があったときは、管理受託者がその内容を調査のうえ、承認又は不承認の決定をし、出品希望者宛にその旨の通知を行います。

- 2 前項の承認通知書には、農産物は栽培履歴、製造・加工など保健所の許可・届出が必要なものについては、許可証・届出書のコピーの提出等、必要により条件を付すことがあります。

(委託販売手数料)

第7条 出品者は、商品の販売において次に定める委託販売手数料を管理受託者に支払います。

項目・内容	販売手数料
① 第2条中(1)の農林水産物	販売価格の18%
② 第2条中(2)・(3)の加工食品等	販売価格の20%
③ 第2条中(4)の手工芸品等	販売価格の20%
上記に該当しないもの、東広島市外の出品者及び管理受託者と直接交渉による商品	販売価格の20%～30%の範囲内で決定
※ただし、冷凍・冷蔵庫使用商品については、別途3%を徴収します。	

- 2 前項の委託販売手数料は、当該商品の売上金の中から差し引かれます。

(売上金の精算)

第8条 商品の売上金の精算は、管理受託者が定める精算日に委託販売手数料及びバーコードラベル用紙代(1枚1円)を差し引いた額を、管理受託者が指定する金融機関の広島中央農業協同組合に開設された出品者の口座へ振込みをもって行います。

- 2 上記指定以外の金融機関への振込にかかる手数料は出品者の負担となり、精算金額から差し引かれます。

(販売価格の決定及び表示)

第9条 商品の販売価格(値付け)は、市場価格等を参考に出品者個々の判断で自由に決定するものとし(10円単位)、所定のバーコードラベル(実費:1枚1円)を貼付し、表示します。価格は消費税込みの総額表示とします。

品名は、予め登録してある単品名を選択して下さい。また、加工食品については、「食品衛生法」、「JAS法」等に基づく、原材料名、内容量、製造者名等の表示内容が必要となります。

- 2 価格(値付け)、表示等を訂正する場合は、手書きによる訂正はできませんので、新たにバーコードラベルを貼り替えてください。
- 3 前条に掲げる売上金の精算は、レジ通過データに基づき行います。なお、バーコードラベルが剥がれたり、汚損してレジで読み取れない場合は、販売額として計上されませんので注意してください。
- 4 管理受託者は、表示価格が市場価格等と比較して著しく均衡を欠く場合には、出

品者に対して表示価格の是正を求めることがありますので、ご協力ください。

(商品の搬入、陳列、搬出等)

第10条 商品の搬入の際には検品はしませんので、出品者それぞれの負担と責任において管理受託者が指定した時間内に直売所に搬入し、包装、値付けを行って直売所管理者(店長等)の指示に従って陳列をします。また、数量、配置及び搬出についても同様とします。

(商品の引き取り)

第11条 引き取りの受付時間は、原則として販売当日の17時から18時までとしますが、翌日にも出品がある場合は、出品時に前日分の引き取りをすることができます。

2 翌朝までに引き取りをされなかった商品については、当直売所で処分させていただきます。なお、処分費用がかかった場合は、後日、出品者に請求させていただきます。

3 日持ちの良い農産物(芋類、玉ねぎ、かぼちゃ等の土物)、加工品、工芸品など、劣化が少なく保存性の良い商品については、商品の品質状態を見極めながら判断しますが、出品者において適宜商品の状態を確認していただきます。

(出品者の義務)

第12条 出品者は、直売所の設置目的に沿って効率的に運営するため、次の各号に掲げる事項を守っていただきます。

(1) 野菜等農産物にあつては管理受託者、出荷者グループが別に定める生産・出荷等に関する規定に従うこと。

(2) 食品衛生法、その他関係法令に基づく適正な生産、出荷方法を遵守すること。

(3) その他、管理受託者及び直売所管理者(店長等)の指示に従うこと。

(助言・勧告)

第13条 管理受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、出品者に対し必要な助言又は勧告を行うことがあります。

(1) 出品者自ら生産、製造、製作した商品以外の商品を出品したとき。

(2) 出品物の搬入、陳列方法、搬出方法に従わなかったとき及び売れ残り商品を事前に連絡もなく引き取らなかったとき。

(3) 出品した商品に欠陥(劣化、病害虫、腐敗、量目不足、粗悪品等)があつたとき。

(4) 消費者からの苦情があつたとき。

(5) 食品衛生法、その他関係法令に適合しない出品物を販売しようとしたとき。

(6) その他、本要領及び管理受託者又は直売所管理者(店長等)の指示に従わなかったとき。

(出品停止又は取り消し処分)

第14条 前条の助言、勧告にもかかわらず是正又は改善が認められない場合には、管理受託者は出品者に対して、出品停止又は委託販売の取り消し処分等の必要な措置を講じることがあります。

(事故、苦情・返品等の処理)

第15条 出品者は、出品物への消費者から苦情又は返品について、責任をもって対処することとします。

2 前項の処理に要した費用は、すべて出品者の負担とします。

(商品の管理、撤去)

第15条 管理受託者は、販売委託された商品の管理について十分注意して保管いたします。

2 商品の販売状況については、出品者の携帯電話及びパソコンのメールアドレスを登録していただくと、携帯電話及びパソコンにメールで売上状況を報告します。

※別紙「生産者販売情報メール配信申込書」が必要になります。

3 管理受託者又は直売所管理者(店長等)が、商品に傷み、劣化、腐敗、安全性の懸念等があると判断した場合には、その商品を出品者の了解なしに陳列棚から撤去する場合があります。この場合、その商品は売れ残り商品として取り扱います。

(免責)

第16条 商品の盗難、自然災害、枯死、その他不可抗力による管理受託者の責に帰することのできない理由で発生した損害については、その賠償の責は負いません。

(その他)

第17条 この要領に定めるほか、必要な事項は管理受託者と駅長と協議のうえ、決定します。

附 則

この規約は、令和 4年 4月 1日より施行する。

## 東広島市 道の駅湖畔の里福富 農産物等直売所罰則規定

第1条 道の駅湖畔の里福富農産物等直売所出品要領第13条及び第14条の規定に基づき、利用者（消費者）から信頼され、利用される直売所となるため、併せて品質向上のために、次のとおり罰則規定を設ける。

第2条 来所又は電話による苦情で出品者の責任によるものと判断された場合、及び道の駅湖畔の里福富農産物等直売所出品要領を遵守できない出品者に対し、別表1に掲げる罰則基準に基づき『口頭注意』から『出品停止1年間』までの罰則を課すものとする。

2 別表1に定めていない内容の苦情や問題が発生した場合を含めて、罰則の決定は、管理受託者と駅長で協議し決定する。

3 緊急を要する問題が発生した場合は、管理受託者と駅長と協議のうえ、その罰則を決定する。

第3条 苦情処理に要した経費については出品者の負担とする。

第4条 管理受託者である「ひがしひろしま有限責任事業組合」の道の駅事務局に、消費者からの苦情に対し、『苦情処理簿』を備え置き、その処理策、苦情処理に要した経費及び今後の対策を記載することとする。

この規定は、令和 4年 4月 1日より施行する。

【別表 1】

## 罰 則 基 準

項 目	罰 則
① 味付け等技術不足による苦情	口頭注意
② 餅の餡がはみ出ている等の見た目の苦情	口頭注意
③ 異物の混入による苦情（髪の毛・虫等）	文書注意
④ 量目不足による苦情	文書注意
⑤ 消費期限・賞味期限の未記入	文書注意
⑥ 不良品（果樹・野菜・加工品・手工芸品を問わず、出品者の過失による不良品が発生した場合）	文書注意
⑦ バーコードシールの訂正 （値段の訂正、商品名の訂正など）	文書注意
⑧ 規約違反	文書注意
⑨ 口頭注意 2 回目	文書注意
⑩ 商品の腐敗	出品停止 2 週間
⑪ 虚偽の表示（過大表示・原材料の偽り・商品名の違い等）	出品停止 2 週間
⑫ 文書注意 2 回目	出品停止 2 週間
⑬ 出品停止 2 週間が 2 回目	出品停止 1 ヶ月
⑭ 出品停止 1 ヶ月が 2 回目	出品停止 3 ヶ月
⑮ 出品停止 3 ヶ月が 2 回目	出品停止 6 ヶ月
⑯ 出品停止 6 ヶ月が 2 回目	出品停止 1 年

※ 1 年間無事故、無違反の出品者に対しては、第一段階からの適用とする。